

令和元年6月20日現在

機関番号：12201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06553

研究課題名(和文) 終末期医療における患者の自己決定支援について 哲学の立場から考える

研究課題名(英文) On Supporting the Self-determination of Patients in Terminal Care: Thinking from the Philosophical Perspective

研究代表者

山田 有希子 (YAMADA, YUKIKO)

宇都宮大学・教育学部・准教授

研究者番号：90344910

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は終末期の「患者の自己決定」支援のための哲学研究である。本研究において、我々は栃木医療センターの「自己決定支援マニュアル」作りを展望し、緩和ケアチームとの「月例医療倫理勉強会」を実施した。これらの意見交換の機会を通じ、またアンケート調査によって、医療者にとっては1)患者との関係2)家族との関係3)医療チーム内の関係の他、4)労働環境の問題が予想以上に深刻であることが明らかになった。生命倫理学の「自己決定」(または旧来のリビング・ウィル)は終末期医療の現場では空虚であり、かわってACPの必要性、そして医療現場の外からの支援(地域における社会的処方)の必要性が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1)医療スタッフとの「生命倫理勉強会」を通じ、生命倫理学の理論的蓄積と医療現場との「ギャップ問題」を解決するため、理論と実践のフィードバック的研究を目指した。2)終末期医療では、個人の「自己決定権」にかえてACPの取組み、地域での「社会的処方」の必要性が明らかとなった。3)ACP普及のために、連携医師らと共に、いわば潜在的患者としての若年層(小5～高校)を対象とした「死生学教育」の試み(18年8月「とちぎ子ども未来創造大学」)を実施した。4)患者の「全人的ケア」のためにも、現場で疲弊する<医療ケア者のためのケア>こそがむしろ急務であることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This is a philosophical study in order to be able to support "the self-determination of terminal patients". In this study we have prospected for making "self-determination support manual" by Tochigi Medical Center, and also had "the monthly sessions studying medical ethics" with the palliative care team. Through these chances of the exchange of opinions and by the way of questionnaire surveys, it has become clear that for the medical team not only 1)relationship with patients, 2)relationship with their families and 3) inner relationship in the medical team, but also 4) the problems in their working environments are more serious than expected. "Self-determination" (or traditionally, living will) in bioethics is empty in the actual field of terminal care and instead of them the necessity for ACP, and for a support from outside of the medical field ("Social Prescription" in the community) became clear.

研究分野：哲学

キーワード：哲学 倫理学 生命倫理 終末期 ケア 自己決定 死生学

1. 研究開始当初の背景

代表者(山田)は、2015年より、研究協力者(栃木医療センター放射線科医長 村上恵理)とともに、同センター緩和ケアチームの「患者の自己決定支援」の取り組みに参加する中、生命倫理「学」と医療現場とのギャップ問題にたびたび直面してきた。70年代に日本に輸入された生命倫理「学」では、いまや常識となった規範や諸概念(患者の自己決定権やIC等)も、肝心の医療現場ではさまざまな事情から実現されえないことが少なくない。医療者が、患者の意向よりも家族のそれに左右されたり、そもそもICを放棄する患者がいたり、たとえ患者自身の意思が明確であり帰宅を切望していても諸事情によりその意思を叶えられないまま最期を迎えたり等々、医療スタッフの方々の悩みは深くまた多岐にわたる。

そうした状況の中、16年には、緩和ケアチームの看護師とともに、同病院医療者約200名を対象に「患者の自己決定権をめぐる諸問題」に係る予備的調査(アンケート)を実施した。その結果、自己決定権の原理は、自律的で合理的な意思決定主体の存在を前提とするが、緩和医療の現場では、終末期の患者を担当することがほとんどであり、そこで自己決定の実現はむしろ例外的なものに留まることが改めて明らかになった。「終末期」あるいは、人生の最終段階とは、私たち一人ひとりにとって人生におけるもっとも重要な時期の一つであろう。そこで、医療者は、その時期の患者の意向や思いに沿った「全人的ケア」を目指している。しかし、ここでいま何が問題であり、また、何が必要であるかは、日常の業務に忙殺される医療者自身が考えたり整理したりする余裕がない状況と考えられた。そこで、医療現場の外から、また、哲学の観点から考える本研究を計画した。すなわち、医療の非専門家ではあるが、言葉の専門家としての哲学の立場から、終末期における患者の自己決定をめぐる問題をまずは整理するための研究である。

2. 研究の目的

本研究の大局的な目的は、医療の専門家が、自ら納得する医療行為に専念できるよう、哲学者が、医療の素人ではあるが「言葉の専門家」(清水2007年)として果たしうる、果たすべき役割を明らかにする。そのために、以下4点を目標とした。

(1) 中・長期期的に、同病院での患者の「自己決定支援マニュアル(仮)」整備を目指し、その準備研究を行う。すなわち、患者の自己決定に関わる具体的な「問題」例を、デス・カンファレンス、インタビュー調査等によってあつめ、その問題を整理し、その解決策を模索する。その際、明らかに法的問題として解決可能と考えられることは、研究協力者の法律の専門家に助言を求め、できるかぎり早急なまた実務的解決を目指す。

(2) 緩和ケアチームの定例カンファレンスの一環として、看護師・薬剤師の方々と「生命倫理勉強会」を定期的に継続し、生命倫理学の概念装置や理論が、終末期医療の現場における患者や医療者の生の声や問題に対し、どのような有効性を持つか(持たないか)を検討・反省する。その際、一方向的な情報伝達ではなく、医療者、とりわけ看護師の言葉に注目した対話的・双方向的勉強会を目指す。

(3) 哲学の文献学的研究として、山田の専門であるドイツ観念論における「生(命)」と「死」という概念が、医療あるいは生命科学で語られるそれとどのように異なり、関係するののかという問題を哲学の文献研究の観点から追究する。医療者あるいは医療チームにおける患者の最善のケア、「全人的ケア」のあり方が考えられるべきであるが、哲学の理論的研究として、「ケア」の意味、ひいては、患者の「人生」「生命」の意味を考えることを目指す。

(4) 以上を通じて、本研究は、終末期医療を対象とするスタートアップ的研究であるため、継続的に今後の課題を整理する。

3. 研究の方法

上記「2. 研究の目的」に応じた具体的な方法は以下の通りである。

(1) デス・カンファレンスの方法改善をめざす同病院の千嶋巖医師の委託を受け、同病院でのデス・カンファレンスに関するアンケート調査・分析を実施した。関連し、栃木県内の他の医療施設における緩和ケア病棟の看護師を対象とし、そこで実施されているデス・カンファレンスに関するインタビュー調査(デス・カンファレンスの方法、また、そこで感じている諸問題等)を行った。その際、対象者の自由意思にもとづき同意をえた上でインタビューを行い、また、患者およびその他の個人情報は一切取得しない方法で行った。また、医療現場では、法

律や行政上の問題が深く関わってくるが多々ある。そうした場合には、法学的見地からの助言を求める（國學院大学 高橋信行 行政法）

（２）栃木医療センターの緩和ケアチームの定例カンファレンスに参加し、その中で、医療者向け「医療倫理勉強会」の試みを継続し、具体的な「問題」に関して、哲学的概念整理の方策を提示した。具体的には、ICの歴史およびその意味規定について、医療者と患者の関係を三つに類型化した理論を提示し、「共同行為としての医療」を紹介した。また、具体的実践例として、エホバの証人の患者に関する裁判事例や倫理的問題点を整理し、各病院における対応マニュアル等の紹介を行った。

終末期医療における患者の自己決定権の問題においては、法的問題からのアプローチは欠かれないことが少なくない。それゆえ、医事法の専門家による医療者向け講演会を、宇大異分野融合研究助成との共同企画において実施した（18年2月 樋口範雄先生「終末期医療における患者の自己決定権について」 宇都宮大学）。欠席者には、定期勉強会にて、その資料内容を伝達し情報共有につとめた。

同じく、18年度末には、宇大異分野融合研究助成との共同企画において「ケア」論の専門家の講演会を開催し、哲学と医学のコラボ講演会として、医療者向けに「ケア」論に関する、理論的・実践的敵な情報共有の場を開いた（19年3月 医療における「ケア」とは - 医学と哲学から考える 榊原哲也先生（哲学 現象学）、岡島美朗先生（精神医学））

（３）医療倫理「学」における文献的研究

「自己決定」「ケア」「終末期医療」の問題に関する国内外の学術研究を進めた。「ケア」の概念は、コールバーグ対ギリガンの論争以来、正義の概念論争の中心に位置し、研究代表者の専門であるカントの道徳論対ヘーゲルの人倫論の対立等と併せ、古典的な倫理学および現代正義論において不可欠の概念である。また、研究代表者は、緩和ケアチームとの関わりの他、介護福祉士として高齢者の「ケア」の問題に実際に携わる中、この概念の理論と実践のますますのギャップ問題を痛感してきた。これらの研究成果を、本研究に継続し、20年3月までに発表予定としている（宇都宮大学研究紀要（2020年3月予定）（「終末期医療における患者の自己決定権の限界事例について－哲学の立場から考える」）。

研究代表者の専門とするドイツ観念論およびヘーゲルにおいて「生（命）」は非常に重要な概念の一つである。医療現場で語られる「生命」「人生」と、それらにはやはりさまざまなギャップがあることは想定されるが、哲学的な概念整理の一つとして、「生命（Leben）」、また、カントのいう「有機体」が、ヘーゲルの「生の哲学」といかにに関わり、また、異なるのかを明らかにする。また、日本哲学会の学際シンポジウムの登壇を通じ、フランス認識論的哲学における「生命」論、さらに、現代の生命科学における「生命」論との対話を目指した。

4. 研究成果

「2 研究目的」と「3 研究方法」に対応した研究成果は以下の通りである。

（１）医療現場と生命倫理学との「ギャップ問題」の整理

本研究では、中・長期的に栃木医療センターの「患者の自己決定支援マニュアル」作り念頭に置いた、毎月の緩和ケアチームとの「医療倫理勉強会」が実施された。そこでは、医療倫理の理論的蓄積を現場に還元すると同時に、逆に、理論と実践（現場）との「ギャップ問題」を認識することを目指した。

成果（と課題）としては、次年度以降は、実際の「症例」研究に関して、患者との関わり、チームのあり方等を検討する際のいわゆる「四分割法」の検討や研究の必要性が明らかとなった。また、終末期の患者が抱く四つの痛み（身体的・精神的・社会的・スピリチュアルペイン）等の分析から、チーム医療のあり方を考えるということ、また、理論的（哲学的に）「痛み」の意味を概念整理する課題をえることができた。

自己決定権から ACP の取組へ

生命倫理学の諸概念「自己決定」は、医療現場、とりわけ終末期医療の現場では、むしろ非現実的で空虚な概念であることが少なくなく、終末期の自己決定（あるいは、旧来のリビング・ウィル）にかわり、終末期以前の段階における ACP 取り組みが必要であることが認識された。したがって、18年度は勉強会等を通じ ACP の紹介や共同行為としての医療の意義を考えた。

（２）医療ケアチームの抱える問題の整理

同勉強会での医療者との意見交換、栃木県内の他の病院の緩和ケア看護師のインタビュー調査を通じ、医療者にとって患者との関わり、家族との関わり、医療チームとの関わりそれぞれにおける問題の他、それ以上に労働環境の問題が予想以上に深刻であることが明らかになった。哲学的な問題整理の他、行政上あるいは法的助言の必要性も明らかになり、医事法学者を招いた講演会で情報共有をはかったが、今後も引き続きそうした情報発信や共有の必要性が明らかになった。

(3) 若年層を対象とした「死生学教育」の試み

ACP のさらなる普及のため、医療現場のみならず、患者以前のいわば潜在的患者としての若年層を対象とした「死生学教育」(社会教育)の必要性を連携医師とともに共有し、18年8月に、親子での参加を条件とした、夏休みの課外授業「お医者さんと一緒に親子で考える生老病死」(とちぎこども未来創造大学)の試みを実施した。

(4) 今後の課題 : 栃木死生学研究会の発足

以上の成果を踏まえ、19年度以降からは、地域医療の活性化を病院外からもすすめるべく、「栃木死生学研究会」の準備会を発足した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

山田有希子、ドイツ観念論およびヘーゲル哲学における「生命」概念 - 「生命とは何か」という問いそれ自体を問いながら、『哲学』70号、pp.106 - 122

〔学会発表〕(計2件)

山田有希子、ドイツ観念論およびヘーゲル哲学における「生命」概念 - 「生命とは何か」という問いそれ自体を問いながら、日本哲学会 第77回大会 学協会シンポジウム「生命とは何か?」(招待講演)

Eri Murakami, Yukiko Yamada, Iwao Chishima, Nobuyuki Takahashi, Masaru Wakatsuki (* Poster Session, Presenter Eri Murakami, Death education for children: based on oncology and ethics. Federation of Asian Organization for Radiation Oncology 2019, in Indonesia (国際学会) 2018年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

「とちぎ 子どもの未来創造大学」に講座を開講

「お医者さんといっしょに、親子で考える生・老・病・死」(研究協力者 村上恵理医師・千嶋巖医師)。なお、開講にあたっては「栃木地域連携事業」から一部助成を受けている)

6. 研究組織

(1) 研究分担者 なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名：村上 恵理

ローマ字氏名：Eri Murakami

研究協力者氏名：千嶋 巖

ローマ字氏名：iwao Chishima

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。